

野田市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月5日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則 6 号

野田市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

野田市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年野田市教育委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「（別記第 1 号様式）」を削り、同条第 4 項中「2 月前から」の次に「3 日前までの間に」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 5 前項に規定する申請又は予約の期間の初日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日を当該期間の初日とする。
- 6 第 4 項に規定する申請又は予約の期間の最終日が休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休館日でない日を当該期間の最終日とする。

第 5 条中「（別記第 2 号様式）」を削る。

第 7 条中「（別記第 3 号様式）」を削る。

第 11 条中（別記第 4 号様式）」を削る。

第 13 条第 1 項中「（別記第 5 号様式）」を削る。

第 14 条第 1 項中「（別記第 6 号様式）」を削り、同条第 2 項中「（別記第 7 号様式）」を削る。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の野田市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第 4 条第 4 項から第 6 項までの規定は、令和 4 年 10 月 1 日以後の利用に係る申請又は予約から適用し、同日前の利用に係る申請又は予約については、なお従前の例による。